

○釜石市身体障害者(3級)医療費給付規則

昭和53年5月8日

規則第15号

注 平成13年3月から改正経過を注記した。

(目的)

第1条 この規則は、身体障害者(3級)に対して医療費の自己負担分の一部を給付することにより、当該身体障害者の心身の健康を保持するとともに経済負担の軽減を図ることを目的とする。

(平18規則13の2・一部改正)

(定義)

第2条 この規則において、「身体障害者(3級)」とは、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者で、当該身体障害者手帳に記載されている障害の級別が3級に該当することになった日の属する月の初日から、該当しなくなった日の属する月の末日までのものをいう。

(平18規則13の2・全改)

(受給者)

第3条 受給者は、釜石市内に住所を有する身体障害者(3級)で、かつ、医療保険各法に規定する被保険者、組合員、加入者又は被扶養者であって、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による医療費の扶助を受けている者
- (2) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第50条に規定する後期高齢者医療制度の被保険者
- (3) その他の法令、条例又は保険者の定款等により一部負担金を要しない者

(平13規則14・平14規則2の2・平18規則13の2・平20規則6・平21規則3・一部改正)

(受給者の制限)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、受給者から除くものとする。ただし、災害その他特別の事情がある者で釜石市乳幼児・小学生・妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例施行規則(昭和49年釜石市規則第46号)第13条の規定に該当するものについては、この限りでない。

(1) 本人の前年の所得(1月から7月までに受給原因が発生した場合は、前々年の所得とする。以下同じ。)が、所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する控除対象配偶者及び扶養親族(以下「扶養親族等」という。)の有無及び数に応じ、特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)第20条の規定に基づき特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(昭和50年政令第207号)第7条に定める額を超える者

(2) 配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の事情にある者を含む。)の前年の所得又は民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者で主としてその者の生計を維持するもの前年の所得が扶養親族等の有無及び数に応じて特別児童扶養手当等の支給に関する法律第21条の規定に基づき特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第8条第1項に定める額以上である者

2 前項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第8条第2項から第4項までの規定の例による。

(平13規則14・平14規則2の2・平16規則35・平18規則13の2・平25規則8・一部改正)

(受給者証の交付申請)

第5条 この規則による医療費の給付を受けようとする者は、市長に対して保険証及び身体障害者手帳を提示し、身体障害者(3級)医療費受給者証(様式第1号。以下「受給者証」という。)の交付を申請しなければならない。

2 前項の申請は、身体障害者(3級)医療費受給者証交付(更新)申請書(様式第2号)により行わなければならない。

(平14規則2の2・全改、平18規則13の2・一部改正)

(受給者証の交付)

第6条 前条の規定により交付の申請があった場合において、この規定による医療費の給付を受ける資格があると認められた者については、身体障害者(3級)医療費受給者証交付台帳(様式第3号)に記載のうえ、受給者証を交付するものとし、不相当と認められた者については、身体障害者(3級)医療費受給者証交付(更新)却下通知書(様式第4号)により、その旨を理由を付して通知するものとする。

(平14規則2の2・全改、平18規則13の2・一部改正)

(受給者証の有効期間)

第7条 受給者証の有効期間は、市長が認定した日から、翌年の7月31日までとする。ただし、当該認定の日が1月から7月までの間である場合は、当該認定の日の属する年の7月31日までとする。

(受給者証の更新)

第 8 条 市長は、前条の有効期間が満了する前に受給者証を更新するものとする。

2 第 5 条及び第 6 条の規定は、前項の更新について準用する。この場合において、「交付」とあるのは「更新」と読み替えるものとする。

3 市長は、届出事由等に変更がないことが明らかであると認められる場合には、前項の規定にかかわらず医療費受給者証交付(更新)申請書の提出を求めないことができる。

(平 14 規則 2 の 2 ・ 一部改正)

(受給者証の再交付)

第 9 条 受給者は、受給者証を破損又は紛失したときは、身体障害者(3 級)医療費受給者証再交付申請書(様式第 5 号)を市長に提出しなければならない。

(平 14 規則 2 の 2 ・ 平 18 規則 13 の 2 ・ 一部改正)

(受給者証の返還)

第 10 条 受給者は、第 3 条に該当しなくなったときは、速やかに身体障害者(3 級)医療費受給資格喪失届(様式第 6 号)を添えて受給者証を市長に返還しなければならない。

(平 18 規則 13 の 2 ・ 一部改正)

(給付の額)

第 11 条 給付の額は、給付対象者に係る医療費について医療保険各法その他医療に関する法令等の規定により受給者が負担すべき額(国又は地方公共団体の負担及び互助会等により給付される額を除く。)に相当する額から高齢者の医療の確保に関する法律第 67 条の規定により算定した一部負担金に相当する額を控除した額とする。ただし、医療保険各法の規定により同一の世帯について一部負担金等を合算することにより高額療養費及び高額介護合算療養費(以下「高額療養費等」という。)が算定される場合においては、受給者が負担すべき額は、当該合算した額から高額療養費等を控除した額を一部負担金等の額に応じて按分することにより算定した額とする。

2 入院に伴う給付の額にあつては、前項の規定により算定された額から当該入院時の食事療養標準負担額相当額及び生活療養標準負担額相当額を控除した額とする。

(平 18 規則 13 の 2 ・ 平 20 規則 6 ・ 平 21 規則 3 ・ 平 22 規則 16 ・ 一部改正)

(給付の方法)

第 12 条 受給者は、この規則による給付を受けようとするときは、受給者証を提示し、身体障害者(3 級)医療費給付申請書(様式第 7 号)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査のうえ、適正と認めたものについては、身体障害者(3級)医療費給付決定通知書(様式第8号)により、不適当と認めたものについては、身体障害者(3級)医療費給付却下通知書(様式第9号)により、当該申請者に通知するものとする。

(平13規則14・平14規則2の2・平18規則13の2・一部改正)

(届出の義務)

第13条 受給者は、次に掲げるときは身体障害者(3級)医療費受給資格変更届(様式第10号)により市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は住所に変更があったとき。
- (2) 加入保険に変更があったとき。
- (3) 振込先に変更があったとき。

2 受給者は、医療費の給付事由が第三者の行為によって生じたものであるときは、第三者行為傷病届(様式第11号)により市長に届け出なければならない。

(平14規則2の2・追加、平18規則13の2・一部改正)

(給付の制限)

第14条 市長は、医療費の給付事由が第三者の行為によって生じたものについては、その額の全部若しくは一部を給付せず、又はすでに支給した金額の全部若しくは一部を返還させることができる。

(平14規則2の2・旧第13条繰下、平18規則13の2・一部改正)

(医療費の返還)

第15条 市長は、偽りその他の不正行為によりこの規則による給付を受けた者があるときは、その者からすでに支給した金額の全部又は一部を返還させることができる。

2 前項の返還の通知は、身体障害者(3級)医療費返還通知書(様式第12号)により行うものとする。

(平14規則2の2・旧第14条繰下・一部改正、平18規則13の2・一部改正)

(備付帳簿)

第16条 市長は、この事務を適正に行うため次の簿冊を備え付けるものとする。

- (1) 身体障害者(3級)医療費受給者証交付台帳
- (2) 身体障害者(3級)医療費給付台帳(様式第13号)

(3) 前各号に定めるもののほか必要な簿冊

(平 14 規則 2 の 2・旧第 15 条線下・一部改正、平 18 規則 13 の 2・一部改正)

(補則)

第 17 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

(平 14 規則 2 の 2・旧第 16 条線下、平 18 規則 13 の 2・一部改正)

附 則

この規則は、昭和 53 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 53 年 6 月 30 日規則第 22 号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の公布の日の前に行った医療給付事務は改正後の規則によって行ったものとみなす。

附 則(昭和 55 年 8 月 30 日規則第 36 号)

この規則は、昭和 55 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 56 年 4 月 30 日規則第 31 号)

この規則は、昭和 56 年 5 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 59 年 9 月 29 日規則第 22 号)

この規則は、昭和 59 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 62 年 7 月 31 日規則第 26 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成元年 5 月 22 日規則第 36 号)

この規則は、平成元年 8 月 1 日から施行する。

附 則(平成 5 年 4 月 1 日規則第 18 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 6 年 9 月 29 日規則第 35 号)

- 1 この規則は、平成6年10月1日から施行する。
- 2 改正後の釜石市身体障害者(3級)医療費給付規則の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後の受療について適用し、施行日前の受療については、なお従前の例による。

附 則(平成13年3月23日規則第14号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成14年1月31日規則第2号の2)

この規則は、平成14年2月1日から施行する。

附 則(平成16年6月21日規則第35号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成16年10月1日から施行する。

附 則(平成18年7月24日規則第13号の2)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の釜石市身体障害者(3級)医療費給付規則の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後の受療について適用し、施行日前の受療については、なお従前の例による。

附 則(平成20年3月18日規則第6号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の釜石市身体障害者(3級)医療費給付規則の規定は、この規則の施行の日以後の受療について適用し、同日前の受療については、なお従前の例による。

附 則(平成21年3月26日規則第3号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の釜石市身体障害者(3級)医療費給付規則の規定は、この規則の施行の日以後の受療について適用し、同日前の受療については、なお、従前の例による。

附 則(平成22年9月22日規則第16号)

この規則は、平成22年10月1日から施行し、改正後の釜石市身体障害者(3級)医療費給付規則第11条第1項の規定は、平成20年4月1日以後の受療について適用する。

附 則(平成25年6月24日規則第8号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年10月1日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

(平18規則13の2・追加、平22規則16・一部改正)